

滋賀県多文化共生推進プラン（改定版）

平成27年（2015年）4月

滋 賀 県

目 次

第1章	プラン改定にあたって	
1	背景・趣旨	1
2	改定の経緯	1
3	プランの位置づけ	2
4	計画期間	2
第2章	外国人住民の概況等	
1	滋賀県人口の推移	2
2	外国人人口の推移	3
3	相談・日本語教室等	6
4	外国人労働者等	7
5	教育関係	9
6	啓発等	11
第3章	多文化共生の推進に関する基本的な考え方	
1	多文化共生の意義	12
(1)	地域の活性化	
(2)	県民の異文化理解力や国際感覚の向上	
(3)	ユニバーサルデザインの地域づくりの推進	
(4)	市民活動団体と協働した地域づくりの推進	
(5)	県民の人権意識の高揚	
2	基本目標と体系	12
(1)	基本目標	
(2)	プランの体系	
第4章	多文化共生施策の展開	
1	こころが通じるコミュニケーション支援	14
(1)	地域における情報の多言語化	
(2)	日本語および日本社会についての学習機会の提供	
2	安心して暮らせる生活支援	17
(1)	安心して働ける・暮らせる環境の整備	
(2)	教育環境の整備	
(3)	安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備	
(4)	災害時への対応	
(5)	生活安全における支援の充実	
3	活力ある多文化共生の地域づくり	26
(1)	地域社会に対する意識啓発	
(2)	外国人住民の自立と社会参画	
(3)	多様性を活かした地域づくり	
第5章	多文化共生施策の推進	
1	各主体の役割	30
(1)	国	
(2)	県	
(3)	市町	
(4)	国際交流協会	
(5)	市民活動団体	
(6)	企業	
(7)	大学など	
(8)	自治会など	
(9)	県民	
2	推進体制など	33
3	プランの進行管理	33
	<用語解説>	35

第1章 プラン改定にあたって

1. 背景・趣旨

社会・経済のグローバル化¹、人口減少・高齢化が進むなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

平成元年(1989年)に「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)が改正、翌2年(1990年)に施行され、活動内容に制限のない在留資格「定住者²」等で来日する南米地域からの日系人などの外国人が増加し、本県の外国人登録者数³は、平成2年(1990年)末では10,170人でしたが、平成20年(2008年)末には32,292人でピークとなりました。これらの外国人住民⁴は、多くが派遣や請負の雇用形態で、製造業などで就業し、地域経済を支え、地域社会にも貢献してきました。

しかしながら、平成20年(2008年)秋以降の世界的な経済危機により製造業の現場で就労していた多くの外国人住民が職を失い、日本語能力の不十分なことなどから再就職が難しく、生活困難な状況におかれる人や帰国する人が増加し、平成25年(2013年)末現在、24,712人で減少傾向にあります。

こうした中、日本人住民と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まり、また国際結婚による複数国籍世帯の増加のため、平成24年(2012年)7月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象となりました。

一方、今後、「日本再興戦略」改訂2014で制度の見直しが検討されているアジア地域からの技能実習生⁵や、受入れ拡大が検討されている留学生など、さらに国際結婚による外国人配偶者などについては増加が予想され、言語や文化、習慣などが異なる様々な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられます。

このような状況の下、日本人住民と外国人住民が共に、多文化共生(国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと)の社会づくりを推進し、一人ひとりの多様性が認められ、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある社会の実現を目指します。

2. 改定の経緯

急増する外国人住民への施策の在り方が全国的な課題となりつつある中、平成18年(2006年)3月に総務省自治行政局国際室は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知しました。

また、本県では、平成19年(2007年)度に外部有識者による「しが多文化共生推進会議」を設置して、多文化共生を推進するにあたっての各分野における課題や施策の方向性などについて検討を行い、平成21年(2009年)11月に同推進会議から提言をいただきました。

これらの通知や提言をもとに、多文化共生に関する施策を計画的かつ総合的に展開するため、本県では、平成22年(2010年)4月に多文化共生社会の形成を推進することを目的

とした「滋賀県多文化共生推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、平成 26 年度（2014 年度）をもって 5 年間の計画期間が終了します。

プラン策定後の経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の外国人住民の増加や国籍の構成変化などの現状を踏まえ、より実情にあったプランとなるよう見直しを行います。

3. プランの位置づけ

このプランは、「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、県民などの各主体が取り組む方向性を示す指針・計画となるものです。

4. 計画期間

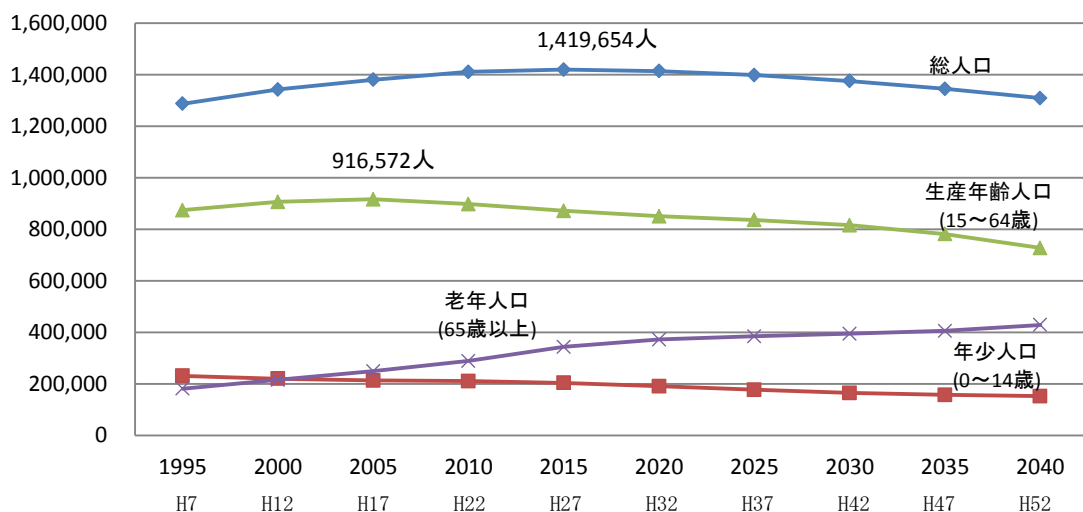
平成 27 年（2015 年）度から平成 31 年（2019 年）度までの 5 年間とします。

第 2 章 外国人住民の状況等

1. 滋賀県人口の推移

○ 本県の人口は、「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、平成 27 年（2015 年）前後に約 142 万人をピークに減少に転じると推測されていますが（図 1）、平成 26 年（2014 年）10 月 1 日現在の人口（推計値）は前年比較では 48 年ぶりの減少となっており、本県でも人口減少局面に入ったと推測されます。

図 1 滋賀県人口の推移

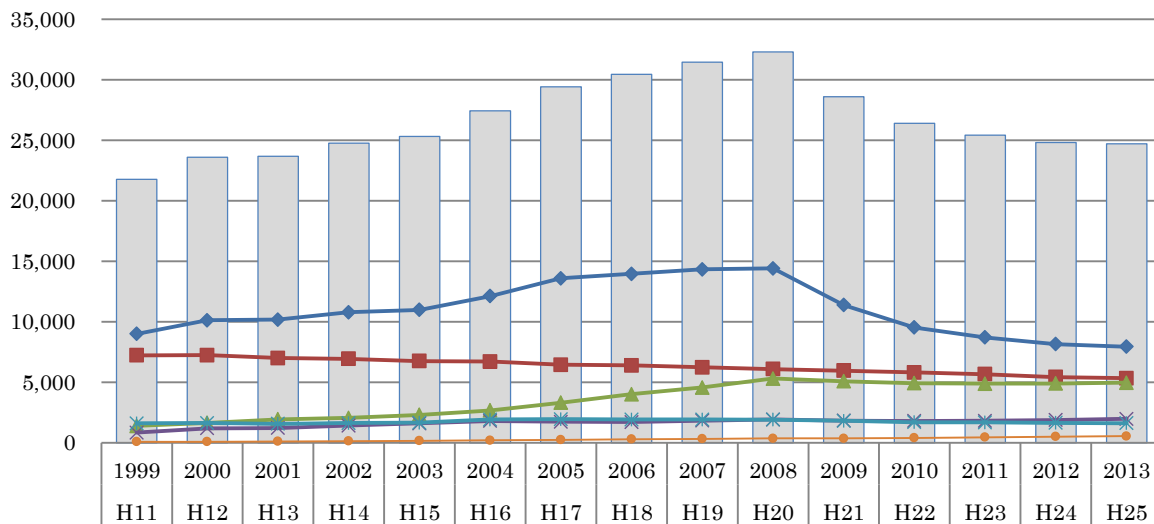


(出典) 総務省「国勢調査」(1995～2010)、
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」(2015～2040)

2. 外国人人口⁶の推移

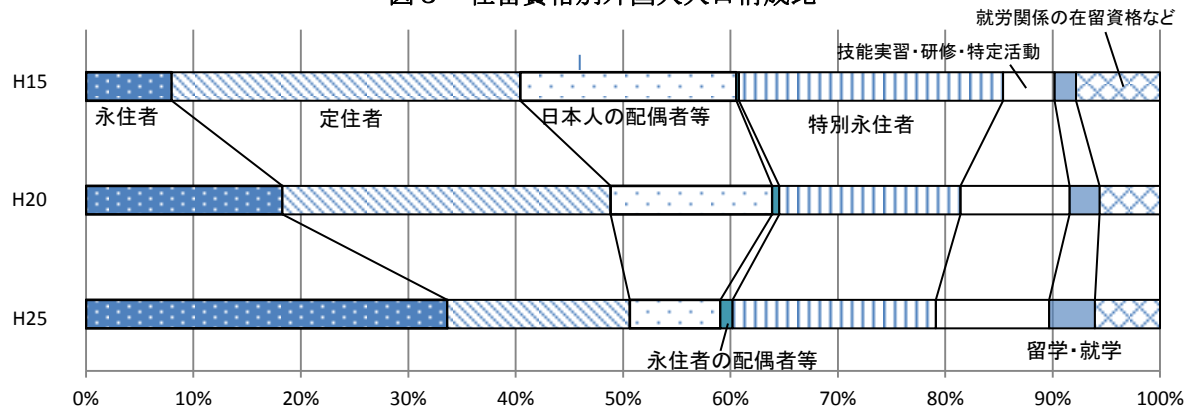
- 平成 25 年（2013 年）12 月末現在、本県の外国人人口は 24,712 人で減少傾向にあります。大きく減少しているのはブラジル国籍です。
- 在留資格別にみると「永住者」が人数および割合ともに増加しています。国籍・地域別でみると、ブラジルは、ほぼ「身分に基づく在留資格（永住者⁷、定住者²、日本人の配偶者等⁸、永住者の配偶者等⁹）、韓国・朝鮮は約 87%が「特別永住者¹⁰」、中国・台湾は約 36%が「身分に基づく在留資格」で、約 37%が「技能実習等」、フィリピンは約 90%が「身分に基づく在留資格」となっています。
- 外国人の老年人口の割合は、日本人と比べるとかなり低いですが、高齢化は進んでいます。

図 2 国籍・地域別外国人人口



■ 総数 ◆ ブラジル ■ 韓国・朝鮮 ▲ 中国・台湾 ✱ フィリピン ✱ ペルー ● ベトナム
 (出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」、
 (注) 住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成 23 年以前は外国人登録者数。

図 3 在留資格別外国人人口構成比



(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」、
 (注 1) 各年 12 月末現在
 (注 2) 平成 22 年 7 月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

表1 在留資格別外国人人口および構成比

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別 永住者	技能実習・ 研修・ 特定活動	留学・ 就学	就労関係 の在留資 格など
H15年(2003)	人	25,310	2,021	8,219	5,087	60	6,225	1,213	507	1,978
	%	100	8.0	32.5	20.1	0.2	24.6	4.8	2.0	7.8
H20年(2008)	人	32,292	5,911	9,860	4,860	216	5,449	3,277	902	1,817
	%	100	18.3	30.5	15.1	0.7	16.9	10.1	2.8	5.6
H25年(2013)	人	24,712	8,314	4,199	2,086	277	4,679	2,606	1,050	1,501
	%	100	33.6	17.0	8.4	1.1	18.9	10.5	4.2	6.1

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

(注1) 各年12月末現在

(注2) 平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

(注3) 住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数。

表2 平成25年(2013年)在留資格別/国籍・地域別外国人人口および構成比

		総数	永住者	定住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	特別 永住者	技能実習・ 研修・ 特定活動	留学・ 就学	就労関係 の在留資 格など
ブラジル	人	7,945	4,200	2,699	915	111	4	0	1	15
	%	100	52.9	34.0	11.5	1.4	0.1	0.0	0.0	0.2
韓国・朝鮮	人	5,339	356	34	130	14	4,654	5	136	10
	%	100	6.7	0.6	2.4	0.3	87.2	0.1	2.5	0.2
中国・台湾	人	4,974	1,256	120	342	44	9	1,827	631	745
	%	100	25.3	2.4	6.9	0.9	0.2	36.7	12.7	15.0
フィリピン	人	1,978	930	485	315	44	0	152	3	49
	%	100	47.0	24.5	15.9	2.2	0.0	7.7	0.2	2.5

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

(注) 平成25年12月末現在

表3 外国人の老年人口・割合

	H15 外国人人口	H20 外国人人口	H25 外国人人口	H25 滋賀県人口
総数	25,310	32,292	24,712	1,416,952
老年人口(65歳以上)	1,134	1,497	1,705	315,925
老年人口の割合(%)	4.5	4.6	6.9	22.3

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」、各年12月末現在

(出典) 滋賀県推計人口年報、平成25年10月1日現在、年齢不詳を除く

(注) 住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数。

表4 市町別外国人人口

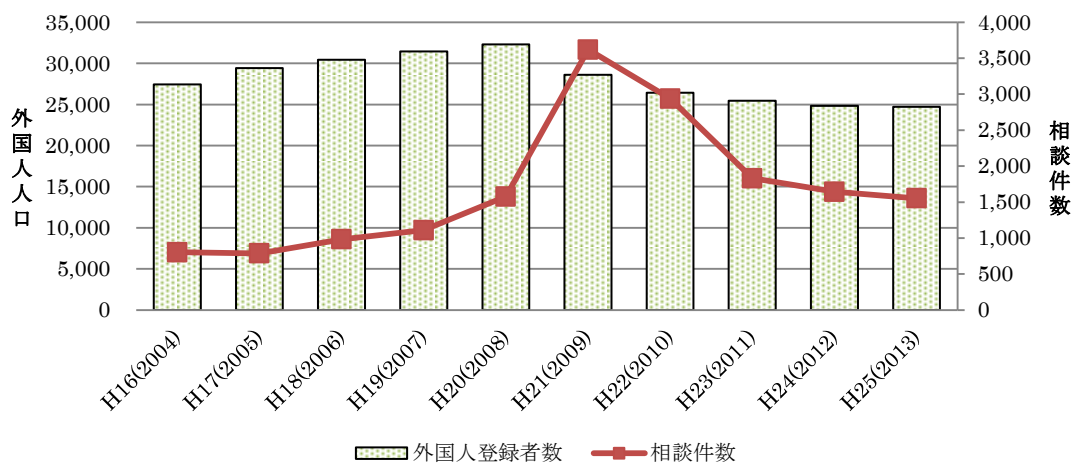
	総人口	占める割合 (%)	外国人人口								
			合計	ブラジル	中国・台湾	韓国・朝鮮	フィリピン	ペルー	ベトナム	米国	その他
総数	1,416,952	1.74	24,712	7,945	4,974	5,339	1,978	1,633	551	384	1,908
大津市	341,468	1.20	4,101	194	793	2,200	188	126	33	126	441
彦根市	113,179	1.79	2,024	441	609	241	362	33	146	60	132
長浜市	121,753	2.64	3,213	1,781	467	111	200	257	35	30	332
近江八幡市	82,278	1.45	1,189	360	295	234	135	31	7	26	101
草津市	135,456	1.45	1,969	175	666	573	159	75	82	31	208
守山市	78,842	0.94	738	63	242	253	58	50	13	9	50
栗東市	65,793	1.58	1,038	292	215	246	60	139	7	15	64
甲賀市	91,458	2.85	2,605	1,128	400	288	256	280	108	16	129
野洲市	50,176	0.99	498	35	211	141	39	8	16	7	41
湖南市	54,116	4.12	2,232	1,101	189	356	67	361	20	10	128
高島市	50,904	0.88	449	31	106	254	17	2	4	15	20
東近江市	114,515	2.36	2,706	1,419	386	258	271	183	11	14	164
米原市	39,235	1.20	471	213	144	43	17	9	10	12	23
日野町	22,245	1.77	394	152	90	54	38	24	11	3	22
竜王町	12,467	0.98	122	13	52	28	8	1	0	0	20
愛荘町	20,701	3.64	753	478	60	54	76	51	7	7	20
豊郷町	7,586	1.56	118	64	25	1	12	1	7	2	6
甲良町	7,234	1.00	72	2	20	3	10	1	34	1	1
多賀町	7,546	0.27	20	3	4	1	5	1	0	0	6

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」、平成25年12月末現在
(出典) 滋賀県推計人口年報、平成25年10月1日現在、年齢不詳を除く

3. 相談・日本語教室等

- 県が開設する相談窓口での相談件数は、外国人人口の減少とともに減少はしているものの、外国人住民一人当たりの相談件数は平成 20 年秋の経済危機以前と比較すると、増加しています。
- 地域の日本語教室は増加傾向にあります。

図 4 相談件数および外国人人口の推移



(出典) 滋賀県および (公財) 滋賀県国際協会調べ

(注) 住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成 23 年以前は外国人登録者数

表 5 日本語教育実施機関・施設等数、日本語教師数、日本語学習者数

	機関・施設等数		教師数		学習者数
	大学等機関	一般の施設・団体	常勤・非常勤	ボランティア等	
H21年 (2009)	6	11	37	169	704
H22年 (2010)	3	15	50	178	883
H23年 (2011)	5	19	51	190	745
H24年 (2012)	4	17	27	195	576
H25年 (2013)	5	23	48	257	1,017

(出典) 文化庁「国内の日本語教育の概要」、各年 11 月 1 日現在

(注) この実態調査は、文化庁文化庁国語課で知り得た日本語教育実施機関・施設等に調査票を送付し、そのうち回答のあった機関・施設等の数値を集計する方法で、実施されました。

4. 外国人労働者等

- 製造業に従事する割合が 61.5%と高く、また、派遣・請負事業所に就労しているものの割合も 51.5%で、不安定な就労形態が多いといえます。
- 外国人労働者数は平成 23 年(2011 年)をピークに減少していましたが、平成 24 年(2012 年)からは増加に転じました。
- 県内企業に就職したと思われる留学生数は、近年、増加傾向にありましたが、平成 25 年(2013 年)には減少しました。

図 5 産業別外国人労働者数および割合

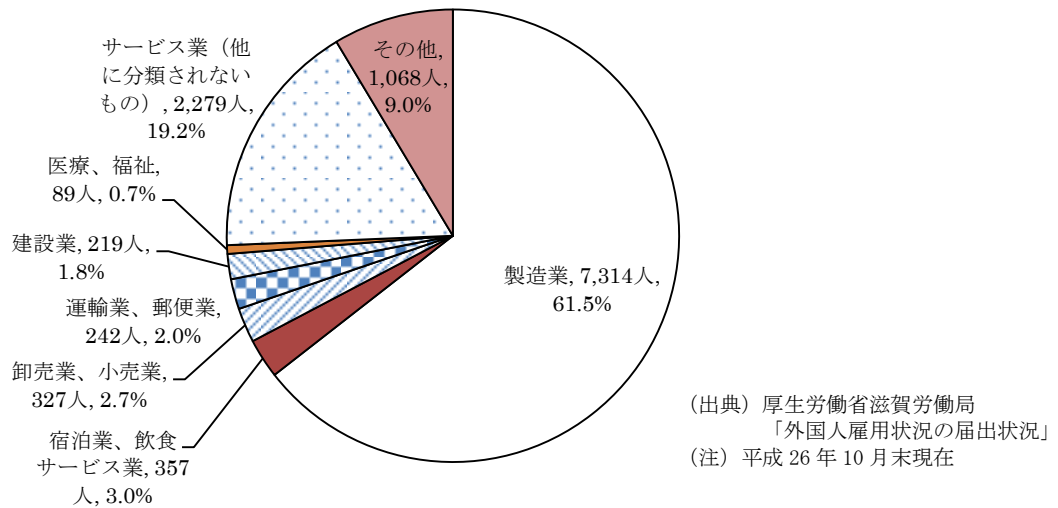
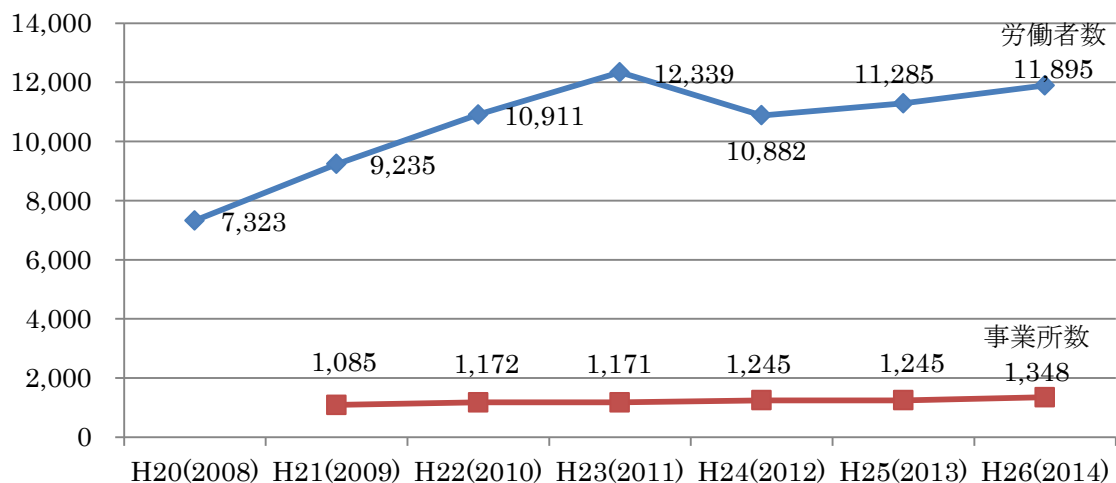


図 6 外国人労働者数・外国人雇用事業所数



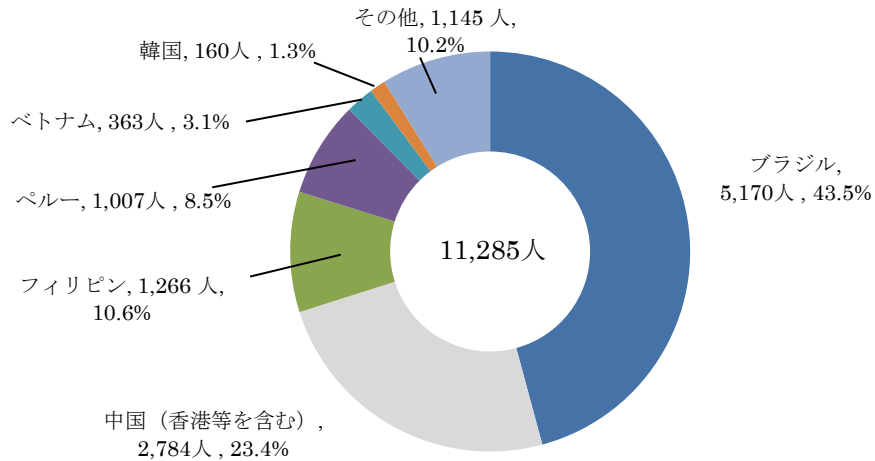
(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」
(注) 各年 10 月末現在。平成 20 年事業所数は公表データなし。

表6 派遣・請負事業所に就労している外国人労働者数および比率

	外国人労働者数	
	うち派遣・請負事業所(人数)	[比率%]
H26年(2014)	11,895	6,130 51.5

(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」
 (注)平成26年10月末現在

図7 平成25年(2013年)国籍別外国人労働者数および割合



(出典) 厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」
 (注)平成26年10月末現在

表7 留学生の就職先企業等の所在地別許可人員数

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
		(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)
滋賀県	人員数	48	37	15	21	30	40	35
	留学生数	805	875	968	1,073	1,069	1,034	1,050
	就職率	6.0	4.2	1.5	2.0	2.8	3.9	3.3
全国	人員数	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969	11,647
	留学生数	132,460	138,514	145,909	201,511	188,605	180,919	193,073
	就職率	7.7	8.0	6.6	3.9	4.6	6.1	6.0

(出典) 人員数：法務省入国管理局「留学生の日本企業等への就職状況について」
 (出典) 留学生数：法務省在留外国人統計、(注) 留学生数は在留資格「留学」の人数
 (出典) 就職率：県国際室調べ、(注) 人員数÷留学生数×100

5. 教育関係

- 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数は、小学校では減少傾向にあるものの、中学校および高等学校では増加しています。平成 24 年（2012 年）の小・中学校と高等学校、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒数は 975 人で、平成 16 年（2004 年）からのデータの中では 2 番目に多い数となり、在籍学校数は 147 校で最も多くなっています。
- 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数を母語¹¹別にみると、ポルトガル語が 636 人（65%）、スペイン語 194 人（20%）で、両言語で 85%となっています。

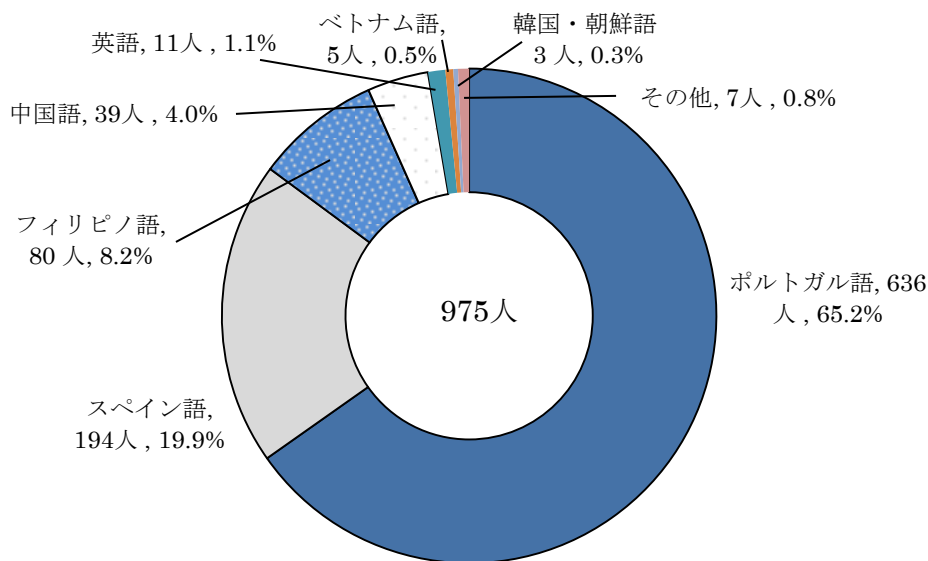
表 8 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒の学校種別在籍状況

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
H16 年(2004)	410	76	165	47	11	5	4	4	590	132
H17 年(2005)	505	79	171	41	17	3	3	2	696	125
H18 年(2006)	600	84	186	44	13	2	0	0	799	130
H19 年(2007)	659	88	201	43	22	4	0	0	882	135
H20 年(2008)	738	95	226	44	34	6	0	0	998	145
H22 年(2010)	627	92	239	39	35	7	4	4	905	142
H24 年(2012)	607	90	282	41	86	16	0	0	975	147

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査¹²⁾」

(注) H16～22 年各年 9 月 1 日現在、H24 年 5 月 1 日現在

図 8 平成 24 年(2012)日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒の母語別在籍状況



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

(注) 平成 24 年 5 月 1 日現在

表9 日本語指導のための教員の加配・非常勤講師の派遣

		小学校	中学校	県立学校	備考
H21 年度 (2009)	加配教員	7	3	2	
	非常勤講師	58	19	-	
H22 年度 (2010)	加配教員	12	4	2	
	非常勤講師	57	17	-	
H23 年度 (2011)	加配教員	12	4	4	
	非常勤講師	56	20	-	
H24 年度 (2012)	加配教員	17	6	4	
	非常勤講師	50	20	-	
H25 年度 (2013)	加配教員	17	6	4	
	非常勤講師	49	18	-	

(出典) 教育委員会事務局教職員課

*非常勤講師の派遣基準

外国人児童生徒2人以上週4時間、5人以上週6時間、10人以上週9時間、30人を超える場合左記に加え週9時間

表10 外国人児童生徒等支援員の派遣

	派遣数
H21 年度(2009)	小・中・高等学校 12校9人 述べ88回
H22 年度(2010)	小・中・高等学校 12校8人 述べ41回
H23 年度(2011)	小中学校 52校延べ1,561回
H24 年度(2012)	小中学校 51校延べ1,593回
H25 年度(2013)	小中学校 46校延べ1,298回

(出典) 滋賀県教育振興基本計画等に関する報告書

表11 日本語能力と高等学校進学状況 (外国人集住都市会議調査)

	進学(%)	就職等(%)	調査対象人数
日常会話不可	58.1	41.9	31
学習用語・表現不可	67.5	32.5	206
読み書きに課題	82.8	17.2	262
通常授業理解可能	92.1	7.9	493

(出典) 2012年外国人集住都市会議調査

(注1) 外国人生徒進学率 82.7%

(注2) 韓国・朝鮮等の特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」または「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握しているニューカマーと呼ばれる外国人生徒(有効回答数: 1,010人)

(注3) 外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する自治体関係者が集まり、多文化共生への課題について考える会議です。滋賀県の長浜市、甲賀市、愛荘町を含む26市町が参加しています。

6. 啓発等

- 災害時に、日本語での情報入手が難しい外国人を支援する災害時外国人サポーター制度の登録ボランティア数は、着実に増加しています。
- 外国人住民の人権に関する啓発については、「現状の取り組みでよい」と答えた人が多いですが、外国人については入居を断るよう家主から言われたことがあると回答した仲介事業者が 35.2%に上るなど、取り組むべき課題はあり、引き続き啓発事業等を通じ理解を深めることが必要と考えられます。

表 1 2 災害時外国人サポーター登録者数の推移

	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)
登録者数	12	24	31	40	52	53

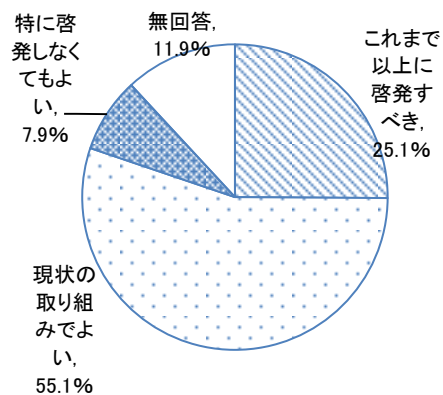
(出典) 滋賀県国際協会調べ
(注) 各年度末現在

表 1 3 県内で実施した啓発事業（防犯教室や交通安全教室など）実施回数

	H21年度(2009)	H22年度(2010)	H23年度(2011)	H24年度(2012)	H25年度(2013)
実施回数	35	35	57	47	43
参加外国人数	437	380	494	501	474
参加者国籍等	中国、タイ、 インドネシア、 ブラジル、 ペルー、 ベネズエラ	中国、タイ、 インドネシア、 ブラジル	中国、タイ、 インドネシア、 ブラジル、 バングラディシュ、 フィリピン	韓国、中国、 台湾、モンゴル、タ イ、ベトナム、 マレーシア	韓国、中国、 ベトナム、 インドネシア、 フィリピン、 モンゴル、 ブラジル

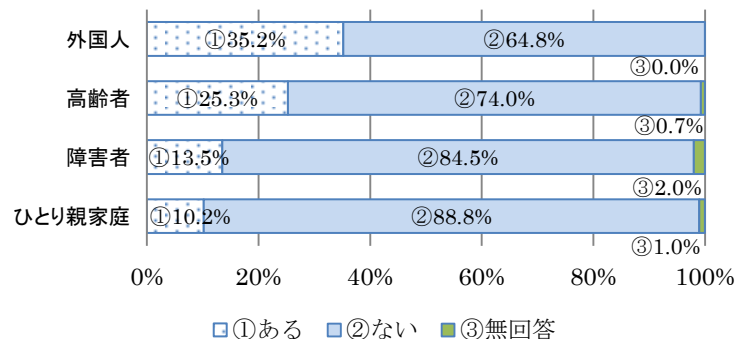
(出典)警察本部

図 9 今後の人権啓発についての考え方
(外国人の人権)



(出典) 平成 23 年度人権に関する県民意識調査
(注) N=3, 111

図 10 特定の属性の入居希望者について入居を断るよう家主から言われたことがあると回答した仲介事業者の割合



(出典) 平成 25 年度宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査

第3章 多文化共生の推進に関する基本的な考え方

1. 多文化共生の意義

(1) 地域の活性化

- ・地域の日本人住民と外国人住民が、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、さまざまな活動に共に参加し、協力することにより、地域の一層の活性化や発展が可能となります。

(2) 県民の異文化理解力や国際感覚の向上

- ・地域住民の異文化を理解する能力の向上や豊かな国際感覚を身につけた若い世代の育成が可能となります。

(3) ユニバーサルデザイン¹³の地域づくりの推進

- ・多文化共生の社会づくりを推進することは、年齢や性別、文化や言語、能力の違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービスなどを創っていこうというユニバーサルデザインの地域づくりの推進にもつながります。

(4) 市民活動団体と協働した地域づくりの推進

- ・NPOなどの市民活動団体と行政とが協働することにより、両者の機能を発揮し合いながら多文化共生の地域づくりを進めていくことができます。

(5) 県民の人権意識の高揚

- ・多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」などに規定された外国人住民を含めたすべての県民の人権尊重、人権意識の高揚に資するものです。

2. 基本目標と体系

(1) 基本目標

国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指します。

(2) プランの体系

基本目標		国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが持つ力を十分に発揮でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指す。	
行動目標	施策の方向	施策・取組	
1 こころが通じる コミュニケーション 支援	(1) 地域における情報の多言語化	① 多言語による行政・生活情報の提供 ② 外国人住民のための相談窓口の設置、専門家の養成 ③ 「やさしい日本語」等の普及 ④ 多言語案内表示の普及 ⑤ さまざまな主体との連携による情報提供	
	(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供	① 日本語学習機会の提供 ② 日本語ボランティア指導者の人材育成 ③ 日本語教室への支援	
	(1) 安心して働ける・暮らせる環境の整備	① 多言語による労働関係情報の提供 ② 外国人住民を対象とした職業能力開発の支援 ③ 多文化共生推進のための啓発 ④ 安心して暮らせる入居支援	
	(2) 教育環境の整備	① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等 ② 外国人児童生徒等の受入体制の整備 ③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換 ④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修 ⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進 ⑥ 進路支援への取組み ⑦ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進 ⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進 ⑨ 体験学習支援	
2 安心して暮らせる 生活支援	(3) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備	① 多言語による社会保障等の情報提供 ② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携 ③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供 ④ 外国人患者の受入体制の整備	
	(4) 災害時への対応	① 外国人住民に対する防災知識の普及啓発 ② 防災訓練などへの参加促進 ③ 災害多言語支援センターの開設 ④ 広域的な災害支援体制の構築 ⑤ 災害時外国人支援のための人材養成	
	(5) 生活安全における支援の充実	① 地域安全対策の推進 ② 交通安全対策の推進	
	(1) 地域社会に対する意識啓発	① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発 ② 多文化共生意識を持った行政職員の育成 ③ 交流の場づくり	
	(2) 外国人住民の自立と社会参画	① 社会活動への参加促進 ② 地域で活躍する外国人住民の情報発信	
3 活力ある多文化 共生の地域づくり	(3) 多様性を活かした地域づくり	① 多様性を活かした地域づくり ② 地域で活躍する外国人住民の情報発信 *再掲	

第4章 多文化共生施策の展開

1. こころが通じるコミュニケーション支援

(1) 地域における情報の多言語化

◆現状と課題◆

外国人住民は、言葉の問題から、地域住民とのコミュニケーションが図れない、生活に必要な知識や情報を得られない場合があります。そのため、必要な行政サービスを受けられなかったり、住民としての義務を果たせなかったりする状況も見られます。

県や市町では、印刷物やホームページなどを通じ多言語での情報発信に努めていますが、本県には、平成25年(2013年)末で87カ国1地域出身の外国人住民が生活しており、今後は、言語ニーズの多様化や、滞在期間の長期化・定住化により日本語がある程度理解できる外国人住民が増えることなどが予想され、多言語での情報提供に加え、「やさしい日本語」や漢字にふりがなを付けることなどの検討も必要です。

また、外国人住民の滞在の長期化・定住化の進展に伴い、外国人住民が抱える問題は、言葉や制度の違いにより生じる生活・教育・労働などの相談から、日本人住民と同様に、子育てに関する悩みや消費生活のトラブルなど多岐にわたり、複雑化しています。相談窓口から入国管理局や労働基準監督署、家庭裁判所、学校、福祉事務所など専門の公的機関等に繋ぐ必要のある事例もあり、外国人通訳・相談員は、このような幅広い問題に対応できる専門的な技術や知識が求められ、幅広く連携した支援体制が必要となっています。

一方、余暇を楽しむ施設や家族で遊べる場所、地域のイベントなどレクリエーションに関する情報を外国人住民に提供することで、滋賀を楽しむ生活を送ることができ、地域への親しみが深くなることにもつながります。

◆施策の方向◆

- 外国人住民の生活に必要な情報や、外国人住民に周知する必要があると考えられる情報を中心に、レクリエーションに関する情報など、外国人住民のニーズを踏まえ、多言語や「やさしい日本語」、漢字にふりがなを付けるなど、理解しやすい表記による提供を推進します。
- 外国語による対応ができるよう外国人通訳・相談員の配置を進めるとともに、多様化・専門化する相談に対応できるよう研修を行い、資質の向上に努めます。
- 多様なメディア媒体を活用するなど、また、さまざまな主体と連携し、効果的な情報提供に努めます。

◆施策・取組◆

① 多言語による行政・生活情報の提供

- 多言語による行政・生活情報の提供

県と(公財)滋賀県国際協会は、ボランティアと協働し、多言語情報紙の発行を行うとともに、ホームページを通じて情報提供を行います。また、相談窓口や多様なメディア

ア媒体などを活用し、効果的な情報提供に努めます。

② 外国人住民のための相談窓口の設置、専門家の養成

○ 外国人住民のための相談窓口の設置、専門家の養成

外国語が話せる相談員や通訳を配置し、外国人住民のための相談窓口を設置します。
また、市町などで外国人住民の相談や通訳を担当する職員を対象に、研修会を開催し、人材育成を図るとともに、相談業務の連携を推進します。

③ 「やさしい日本語¹⁴」等の普及

○ 「やさしい日本語」等の普及

外国人住民にも理解しやすい「やさしい日本語」の活用や漢字へふりがなをつけるなど、外国人住民にも理解しやすい日本語の表現について、市町と連携し、外国人住民とのかかわる機会の多い自治体職員や関係者等に対する普及を推進します。

④ 多言語案内表示の普及

○ 多言語案内表示の普及

外国語による案内表示や絵文字で示すピクトグラムなどを活用した案内表示の多言語化の普及に努めます。

⑤ さまざまな主体との連携による情報提供

○ さまざまな主体との連携による情報提供

行政や国際交流協会、市民活動団体、外国人住民の自助組織などと連携して、外国人住民への情報提供の充実に努めます。

(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

◆現状と課題◆

外国人住民が、地域社会の構成員として共に生活していくためには、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについて理解を深める必要があります。

多くの外国人住民が、日本語や日本社会などについて、地域の日本語教室で学んでいます。日本語教室は、外国人住民の日本語学習などの支援はもとより、外国人住民にとっての安心できる居場所、生活に必要な情報を収集する場でもあります。そして、日本語教室で学習する外国人住民と地域コミュニティとをつなぐ、架け橋的な役割も果たしています。

一方、日本人住民などの学習指導者にとっても、日本語教室は、外国人住民から、直接、異文化や外国語などを学び、交流を深める機会ともなっています。

日本語教室は、ボランティアが運営の中心となり、市町や国際交流協会、市民活動団体

などが、外国人住民に対し日本語学習の機会を提供していますが、学習指導者の人材確保や育成、学習者の確保や非定着など様々な悩みや課題もあります。

学習者の国籍等は、ブラジル、ペルー、中国、韓国等に加え、近年は、タイ、ベトナム、インドネシアなどアジアからの外国人技能実習生が増加しています。

◆施策の方向◆

- 外国人住民に対し、日本語や日本社会について学習する必要性への理解を促進し、自発的に学習するよう啓発するとともに、身近な場所で日本語や日本社会などについて学べるよう、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、ボランティアなどが連携して、学習機会の提供に努めます。
- 日本語教室の開催や日本語学習に関する情報を幅広く提供します。
- 県や市町は、地域の日本語教室への情報提供や、また、日本語教室から外国人住民のニーズを収集するなどの連携を推進します。

◆施策・取組◆

① 日本語学習機会の提供
○ 日本語学習機会の提供 市町や関係機関、市民活動団体などと連携しながら、学習者のレベルに応じた日本語学習機会の提供に努めます。
○ 日本語学習に関する情報提供 外国人住民に対し、日本語や日本社会について学べるよう、多言語情報紙や（公財）滋賀県国際協会ホームページ等を通じ、日本語教室の開催情報などの情報を提供します。
② 日本語ボランティア指導者の人材育成
○ 日本語ボランティア指導者の人材育成 日本語ボランティア指導者の人材育成を行う（公財）滋賀県国際協会や日本語教室を開催する市民活動団体などの取り組みを支援します。
③ 日本語教室への支援
○ 日本語教室への情報提供 （公財）滋賀県国際協会と連携し、助成制度や先進事例、日本語教育に関する情報提供を行い、日本語教室の立ち上げや運営を支援します。
○ 日本語教室と行政との連携 市町や関係機関と連携し、地域の日本語教室への情報提供や、また、日本語教室から外国人住民のニーズを収集するなどの連携を推進します。

2. 安心して暮らせる生活支援

(1) 安心して働ける・暮らせる環境の整備

◆現状と課題◆

外国人労働者は、派遣や業務請負といった形態で製造業の現場などの非熟練労働に従事する 경우가比較的多く、短期間で転職する場合も少なくありません。また、職業能力や日本語能力が不足する外国人は、失業後の離職期間が長くなる傾向があります。

健康保険などの社会保険について、日本語での理解力の不足や母国との制度の違いから、十分に理解しにくいという課題などがあり、社会保険に加入していない場合もあります。このため、外国人労働者やその家族が病気やけがをしても、無保険であることから、医療機関での受診が遅れたり、高額な治療費が未払いになったりするなどの問題が生じています。

また、外国人住民が民間賃貸住宅へ入居する際には、外国人であることを理由に入居を拒否されたりする事例があります。

一方、国において期間延長や業種の拡大などが検討されている技能実習生については、受入れ企業等が用意する寮などの住居に居住し、その企業で技能実習（雇用契約に基づく）が行われるため、地域社会との接点も少なく、地域住民の技能実習制度に関する理解も十分でない場合もあります。また、受入れ企業では不適切な賃金の支払いなど労働関係法令が遵守されていない場合があります。

◆施策の方向◆

- 多様な媒体を活用して多言語による生活情報等を提供する中で、労働関係の相談や情報提供に努めます。
- 外国人住民が、その能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国人住民を対象とした職業能力開発の支援を行います。
- 外国人労働者の就労や技能実習生の実習について、関係団体等と協力して、適正雇用を推進するとともに、多文化共生の理解促進を図ります。
- 外国人住民の賃貸住宅などへの入居の円滑化を推進するため、不動産関係者や支援団体などと連携して、入居支援を行います。

◆施策・取組◆

① 多言語による労働関係情報の提供
○ 多言語による労働関係情報の提供 外国人相談窓口を通じ、労働に関する情報提供や相談に応じます。また、国や市町、関係機関と連携し、労働関係の情報提供に努めます。

② 外国人住民を対象とした職業能力開発の支援
○ 外国人住民を対象にした職業能力開発の支援

社会状況やニーズを踏まえ、就労制限のない外国人住民を対象とした職業能力開発の支援を行います。

③ 多文化共生推進のための啓発

○ 多文化共生推進のための啓発

企業等に対し、国や市町、関係団体などと連携し、さまざまな機会を活用し、多文化共生や外国人労働者の適正雇用に関する啓発を推進します。

④ 安心して暮らせる入居支援

○ 滋賀あんしん賃貸支援事業

賃貸住宅への入居の制限を受けやすい外国人住民の入居の円滑化と、賃貸人・賃借人双方が安心できる賃貸借関係の構築を支援するため、市町や協力店(仲介事業者等)、支援団体と連携して、入居に関するサポートを行います。

○ 滋賀県営住宅指定管理者による多言語での窓口対応

県営住宅への外国人住民の入居手続き等を円滑に進めるため、多言語で対応ができる専用ダイヤル等のサポートを行います。

(2) 教育環境の整備

◆現状と課題◆

地域の国際化の進展により、日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数は、平成 24 年(2012 年) 9 月 1 日現在、975 人で、小学校では、平成 20 年(2008 年)の経済危機以降、減少傾向にあるものの、中学校や高等学校では増加しています。在籍する公立学校数は 147 校で増加しています。また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は、小中学校および県立学校に 77 人で、平成 22 年(2010 年)と比較すると 24 人増加しています(「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査¹²(文部科学省)」)。日本の学校には、国籍はもとより、母語や文化、宗教、生活習慣など、多様な背景を伴った児童生徒が在籍しています。

これら外国人児童生徒等は、日本語が十分理解できないため、学校になじめないことや学習意欲の低下等につながる可能性があります。また、日常会話ができて、学年相当の学習言語力(学習に必要な言語能力)が不足し、学習活動への参加に支障が生じていることもあります。このことは、高等学校等への進学などの将来の進路にも大きく影響していると考えられます。未来を担う外国人児童生徒等への将来を見据えた進路や日本の社会システム全般についての教育にも配慮が必要とされています。

学校生活においては、外国人児童生徒等は文化や生活習慣の違いなどから受けるカルチャーショックや日本語という不慣れな言葉などからも多くのストレスを感じているので、日本の学校に適応し、孤立しないよう、きめ細かな受入れ体制が求められています。

また、外国人児童生徒等は、自らのルーツとなる文化を継承する母語と日本語という二

つの言語の維持・習得が必要です。母語が発達することにより、思考力が育まれ、第二言語（日本語）の学習の伸びも早く、学習言語の習得につながります。しかしながら、日本で育った外国人児童生徒等の中には、母語も日本語も十分に理解できないことがあり、自らのアイデンティティ¹⁵の確立や健全な自尊心の育成あるいは家族との意思疎通などに課題を抱えています。

就学前の子どもについても、就学前の過ごし方が、就学後にも大きく影響することから、保育園・幼稚園等への外国語が話せる支援員の派遣が行われるなど、環境整備が進められています。

一方で、すべての児童生徒は、国際社会に生きる人間として、外国人の有する文化に対する理解を深め、異なる文化を持つ人々とともに協調して生きていくことができるよう多文化共生の理念を理解し、行動することが求められます。

国は、外国人住民が子どもを公立の義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合には、無償で受入れ、教科書の無償給付や就学援助を含め、日本人と同様に教育を受ける機会を保障することとしています。しかしながら、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報不足など様々な理由で学齢期にありながら就学していない子どもは、本県では、平成24年（2012年）5月1日現在、17人が確認されています（「日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍および指導状況等調査（第2期滋賀県教育振興基本計画より）」）。

◆施策の方向◆

- 外国人児童生徒等に対するきめ細かな日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、母語による学習サポートなどを行います。
- 外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に日本語指導や適応指導、多文化共生などに関する研修の充実や、国際的な視野を広げるための海外派遣制度の活用などにより能力の向上を図り、すべての児童生徒の国際感覚の醸成と多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進する人材の育成に努めます。
- 高等学校における教育を受ける機会を促進するため、進路ガイダンスや高等学校進学のための多言語冊子を活用するなどし、外国人児童生徒等やその保護者に対し、進学のための情報提供を行います。
- 不就学を解消するため、学校での受入れ体制の整備や不就学の子どもやその保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを行うなど、就学に向けた取組みを推進します。
- 外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します。
- 外国人児童生徒等は、学校のみでなく、家庭や地域の様々な場面で学び、育っています。学習をより充実させ、学校や家庭、地域社会で見守るため、外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育、居場所づくりなどに取り組む国際交流協会や市民活動団体などを支援し、学校教育との連携を推進します。

◆施策・取組◆

① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員¹⁶の配置等

○ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置や非常勤講師の派遣

外国人児童生徒等への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校および県立学校に対して加配教員の配置や非常勤講師の派遣を行います。

○ 外国人児童生徒等支援員の派遣

外国人児童生徒等の母語と日本語の両方に堪能な外国人児童生徒等支援員を必要に応じて派遣し、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションがはかれるよう支援します。

② 外国人児童生徒等の受入体制の整備

○ 外国人児童生徒等の受け入れ体制の整備

文部科学省の「帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を活用するなどし、外国人住民が集住する地域における外国人児童生徒等の小中学校への円滑な受入を推進し、実践例の普及を図ります。

○ 「特別の教育課程」による日本語指導

日本語指導が必要な児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、個々の日本語能力や学校生活への適応状況を踏まえ、実施計画の作成や日本語能力測定方法（DLA）を活用し、きめ細かな指導を進めます。

③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換

○ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換

外国人児童生徒等を担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方等についての情報交換を行います。

④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修

○ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修

小中学校管理者や帰国・外国人児童生徒教育担当者、市町教育委員会関係者などを対象に、外国人児童生徒等の教育や就学に係る連絡協議を行う「帰国・外国人児童生徒指導者連絡協議会」において、教育や就学に関する研修などを実施し、教員の資質向上に努めます。

○ 多文化共生社会に対応する国際理解教育の研修

県総合教育センターなどの各種教員研修において、（公財）滋賀県国際協会と連携し、多文化共生社会に対応する国際理解教育に関する研修の充実を図り、教員の資質向上に努めます。また、国際協力機構などが実施する海外派遣制度を活用するなどし、国際的な視野を広げ、外国人児童生徒等の母国の言語や生活などの異文化理解の促進を図り、

教員の資質向上に努めます。

⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進

○ 児童生徒への国際理解教育の推進

多文化共生社会に対応する国際理解教育を推進し、児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上に努めます。

○ 出前講座、講師の派遣

(公財) 滋賀県国際協会などと連携し、学校での多文化共生や国際理解教育を支援するため、出前講座の実施や講師の派遣を行います。

○ 多文化共生をめざす教材開発

(公財) 滋賀県国際協会は、児童生徒への多文化共生の意識・態度・能力の育成に資する教材開発を行い、講師派遣による教材を活用した出前講座、教材の貸出しを行います。

⑥ 進路支援への取組み

○ 進路ガイダンスの開催支援

外国人児童生徒等やその保護者を対象に、日本の教育制度への理解を深めるため、高等学校進学のための進路ガイダンスの開催を支援するとともに、市町や関係団体などとの連携を促進します。

○ 高等学校進学を支援するための多言語資料の作成

県立高等学校の特色を多言語で紹介した冊子「夢の設計図」を作成し、高等学校進学のための情報提供を行います。

○ 外国籍学生等への奨学金の支給

(公財) 滋賀県国際協会は、外国籍学生びわこ奨学金を活用し、支援が必要な外国籍学生等に対し奨学金を支給します。

⑦ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

○ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

地域で開催される外国人児童生徒等を対象とした日本語指導や学習支援、母語教育などの市民活動を推進するため、(公財) 滋賀県国際協会などと連携し、助成制度等に関する情報提供や先進的な取組についての情報発信を行います。

また、支援に取り組む市民活動団体と情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。

⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進

○ 外国人学校の法的地位の明確化の推進

外国人学校の法的地位の明確化のため、教育環境等の一定の基準を満たしているものについては、各種学校への移行や学校法人化等を促進します。

⑨ 体験学習支援

○ 体験学習支援

外国人学校の子どもを対象に、琵琶湖を中心とした滋賀県の地理・歴史・自然等についての学習を深め、また、社会性を身につける機会の提供に努めます。

(3) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

◆現状と課題◆

外国人住民は、地域で受けることができる保健・福祉サービス、年金や健康保険などについて、日本語での理解力の不足や母国との制度の違いから、十分に理解しにくいという課題などがあります。また、将来の見通しが不確定なことなどもあり、結果、保健・福祉サービスを受けていなかったり、年金や健康保険などの未加入などの問題もあります。

子育てについては、言葉や制度、子育て観の違いなど、母国と違う環境で様々な悩みやストレスを抱えています。家族や同国出身者、日本人の知人、行政などのサポートや情報提供はあるものの、母子保健サービスや子育て支援などの情報にアクセスできず、制度を利用できていない場合があります。また、女性や子どもに関する相談窓口の情報提供や、これらの相談窓口と外国人相談窓口との連携も必要とされています。

医療については、日本語の理解が十分でない外国人住民が、外国語で診療を受けることができる医療機関に関する情報は、ホームページなどを通じて情報提供されていますが、そのような医療機関は限られているのが現状です。しかしながら、多言語医療通訳ネットワーク整備事業などを通じ、現在、県内3病院に医療通訳が配置されています。

また、外国籍の子どもの健康支援では、外国人学校の児童生徒を対象とした健康診断が、地域の医療機関などの社会貢献活動として取り組まれています。

今後、外国人住民の滞在期間の長期化・定住化がさらに進むと予想され、外国人住民も日本人住民と同様に、病気にならないための生活習慣病予防や健康診断などの健康・保健の普及啓発や、高齢者や障害者などに対する福祉に関する情報提供が必要になると考えられます。

◆施策の方向◆

- 外国人住民も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する情報提供に努めます。
- 外国語対応が可能な医療機関の情報提供を行うとともに、多言語医療通訳ネットワーク整備事業などを通じ、医療機関の多言語通訳ネットワークの整備を支援します。
- 外国人住民が地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者との連携を推進します。

◆施策・取組◆

① 多言語による社会保障等の情報提供
○ 多言語による社会保障等の情報提供 外国人相談窓口を通じ、社会保障等に関する情報提供や相談に応じます。また、国や市町、関係機関と連携し、社会保障等の情報提供に努めます。

② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携
○ 保健・医療・福祉関係の相談窓口との連携 外国人相談窓口と保健・医療・福祉関係の専門の相談窓口と連携を促進するとともに、感染症等の相談窓口やDV ¹⁷ ・子ども相談窓口では、必要に応じ、通訳を雇用するなどし、外国人の相談に多言語で対応できるよう体制の整備に努めます。
○ 福祉関係者への多文化共生の啓発 市町や社会福祉協議会などと連携し、福祉関係者や民生委員・児童委員などに多文化共生の普及啓発に努めます。

③ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供
○ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供 外国語で対応が可能な県内の病院・診療所・歯科診療所について、救急医療情報システム「救急医療ネットしが」や（公財）滋賀県国際協会のホームページを通じて情報提供します。

④ 外国人患者の受入体制の整備
○ 多言語医療通訳ネットワークの整備 医療通訳システムの開発および外国人住民や就労者が多い地域の病院において、医療通訳を担う人材育成・配置に対して支援を行います。

(4) 災害時への対応

◆現状と課題◆

外国人住民の中には、地震や台風などの自然災害の被災経験が少ないことから、防災に対する意識が低く、防災訓練への参加や緊急時への備えが十分ではない人が少なくありません。

また、災害時には、言語や文化、慣習等の違いから、必要な情報の入手や避難所生活などにおいて、日本人住民以上に様々な困難に直面することが予想されます。

このため、防災知識の普及・啓発や関係機関の連絡体制の整備、災害時の情報提供のほか、避難所生活での異文化対応や生活再建支援制度の周知など、外国人住民を対象とした災害対策が求められます。

一方、これまでは外国人住民に対しては「自助」の視点での啓発が中心でありましたが、

今後は、地域防災の強化のため、「共助」の担い手の視点も加え、啓発や地域の防災訓練を行うことが求められています。

◆施策の方向◆

- 災害時など緊急時において外国人被災者へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画に外国人住民に係る対策について定めるとともに、計画に基づく支援対策を実施します。
- 平時から外国人住民に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、市町や自治会などとも連携し、地域における防災訓練への外国人住民の参加を促進します。
- 災害時には、県は、(公財)滋賀県国際協会と連携し、広域的な災害情報の発信や電話での相談対応に努めます。また、通訳ボランティアを派遣するなどし、被災地の外国人住民の支援を行います。
- 平時から災害ボランティアセンターなどの関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人被災者への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。

◆施策・取組◆

① 外国人住民に対する防災知識の普及啓発
○ 外国人住民への防災普及啓発の推進 外国人住民に対して、市町など関係団体と連携し、多言語による防災情報を提供するなど、平時から防災に関する基本的な知識の普及・啓発を推進します。
② 防災訓練などへの参加促進
○ 防災訓練などへの参加促進 外国人住民の集住地域コミュニティや外国人労働者が多く就業する企業に対し、市町や自治会、防災関係機関などと連携して、防災訓練への参加を働きかけ、防災意識を高めたり、災害に対する不安を解消したりすることに努めます。
③ 災害多言語支援センター ¹⁸ の開設
○ 災害多言語支援センターの開設 大規模地震などの災害発生時には、(公財)滋賀県国際協会や市町、市町国際交流協会、ボランティアなど県内の関係者と連携し、外国人被災者のために多言語による情報提供や相談対応などを行う「災害多言語支援センター」を開設するなどし、外国人被災者の災害に対する不安を解消できるよう努めます。

④ 広域的な災害支援体制の構築

○ 広域的な災害支援体制の構築

大規模災害が発生すると、被災地以外の地域からの多数のボランティアが必要となることなどから、市町や（公財）滋賀県国際協会等と連携し、災害時外国人サポーター制度を充実させるとともに、広域的なボランティア・ネットワークを構築します。

⑤ 災害時外国人支援のための人材養成

○ 災害時外国人サポーター（ボランティア）養成講座の開催

県は（公財）滋賀県国際協会と連携し、災害発生時に外国人住民を支援するボランティアの養成を行い、災害時支援体制の充実に努めます。

○ 「やさしい日本語」の普及

地震などの災害が起きた際に、外国人住民に適切に情報が伝えられるよう、「やさしい日本語」の普及に努めます。

（５）生活安全における支援の充実

◆現状と課題◆

外国人住民は、日本人住民と共に働き、学ぶなどし、地域社会で生活している中で、事故や犯罪の当事者（「加害者および被害者」）となることもあります。

外国人住民による交通事故の発生原因としては、交通関係法規の違いや、日本語の理解が不十分であることによる道路標識の理解不足などが考えられます。

言語や法律、習慣などの違いにより、外国人住民が事故や犯罪の当事者（「加害者および被害者」）となる事件をなくすため、警察による啓発活動や違法行為の取締りに加え、自治体、企業、地域社会が連携し、事故や犯罪の実態に応じた地域安全活動が求められています。

◆施策の方向◆

○ 外国人住民が文化や生活習慣などのちがいを乗り越え、日本社会の中で共に安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、犯罪の当事者（「加害者および被害者」）にならないための啓発活動を、外国人が就業する企業や外国人住民などと連携しながら推進します。

○ 外国人住民が交通事故の当事者（「被害者および加害者」）にならないよう、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育の実施など、その取組を推進します。

◆施策・取組◆

① 地域安全対策の推進

○ 外国人防犯ボランティア活動の推進

外国人住民が集住する地域を中心に、外国人住民による防犯ボランティアグループを

育成し、その活動を支援します。

○ 外国人少年の健全育成

外国人少年補導員を委嘱し、外国人少年の健全育成・非行防止活動を行うとともに、外国人学校や公立学校等を訪問し啓発活動を行います。

○ 外国人学校との連携による防犯・交通安全啓発の実施

日本の学校と同様に、外国人学校と連携し、防犯・交通安全教室などを開催し、外国人児童生徒が安全に、そして犯罪に巻き込まれないよう指導を行います。

○ 防犯・交通安全啓発の実施

外国人労働者や留学生、技能実習生が、安全に安心して生活を送れるため、また、犯罪に巻き込まれないよう外国人が就業する企業や技能実習生監理団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。

○ コミュニティ FM¹⁹放送を活用した生活安全広報の実施

コミュニティ FM 放送と連携し、ポルトガル語による生活安全情報を提供します。

② 交通安全対策の推進

○ 防犯・交通安全啓発の実施 *再掲

外国人労働者や留学生、技能実習生が、安全に安心して生活を送れるため、また、犯罪に巻き込まれないよう外国人が就業する企業や技能実習生監理団体、大学、国際交流協会等と連携して、防犯・交通安全啓発を実施します。

○ 多言語による運転免許学科試験等の実施

受験者数の多い英語、ポルトガル語、中国語による運転免許学科試験を実施するとともに、多言語による資料を活用し、交通安全教育についても実施します。

3. 活力ある多文化共生の地域づくり

(1) 地域社会に対する意識啓発

◆現状と課題◆

外国人住民の中には、在日韓国・朝鮮人などのオールドカマーと呼ばれる人々や入管法改正を機に大幅に増加した南米出身の日系人を中心としたニューカマーと呼ばれる人々など、さまざまな文化や宗教、民族、歴史的背景を持つ外国人住民が生活するようになっていきます。お互いを理解し、尊重し合うことが求められています。

しかしながら、地域では、言語や文化、習慣等の違いやコミュニケーション不足などから、誤解や意見の相違によるトラブルも生じています。

日本人住民は、仕事場など外国人住民と接する機会が増えたものの、外国人とのコミュニケーションに不慣れであることなどから、地域における外国人住民との交流も十分進んでいないのが現状です。その一方で、外国人住民も、日本語によるコミュニケーション能力が不足し、また、地域情報が十分に届いていないことなどから、日本人住民との交流や地域社会への参加ができないことや、地域社会にとけ込めず孤立していることもあります。

地域に住む日本人住民および外国人住民が、お互いの顔が見える関係づくりや交流の場が求められています。

◆施策の方向◆

- 日本人住民と外国人住民との相互理解を促進し、多文化共生を推進するため、さまざまな機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行います。
- 日本人住民と外国人住民の相互理解には交流が必要であることから、その基礎となる交流の場づくりを推進します。
- 多文化共生社会を推進するには国際感覚を磨く必要があり、地域の国際交流やホームステイの受入れ、外国語や文化の学習機会等を通じて、県民の国際感覚の育成を推進します。
- すべての人の人権が尊重される豊かな多文化共生社会をめざし、県民一人ひとりが人権意識を高められるよう啓発を推進します。

◆施策・取組◆

<p>① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発</p> <hr/> <p>○ 多文化共生の啓発 （公財）滋賀県国際協会と連携し、セミナーや研修会、出前講座等を開催し、多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行うとともに、主体的に活動する人材を育成します。</p> <p>○ 県民の異文化理解力や国際感覚の育成 （公財）滋賀県国際協会と連携し、国際交流等を通じ、県民の異文化理解力や国際感覚の育成を推進します。</p> <p>○ 人権意識の高揚 外国人住民の人権尊重について、「滋賀県人権施策推進計画」に基づき、さまざまな人権課題とともに、人権教育・啓発の充実に努めます。</p>
<p>② 多文化共生意識を持った行政職員の育成</p> <hr/> <p>○ 多文化共生意識を持った行政職員の育成 市町との間で連絡会議などを開催し、多文化共生に関する意見交換や先進的な取り組み事例の紹介を行うなど、市町との情報の共有や連携の構築を図るとともに、行政職員の多文化共生意識の向上に努めます。</p>
<p>③ 交流の場づくり</p> <hr/> <p>○ 交流の場づくり 市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、さまざまな主体が連携し、日本人住民と外国人住民が気軽に集え、交流ができ、また、外国人住民が地域社会とつながる場づくりを推進します。</p>

(2) 外国人住民の自立と社会参画

◆現状と課題◆

地域では、自治会、まちづくり協議会、PTA、ボランティア団体などによりさまざまな活動が行われています。しかし、これらの活動に参加する外国人住民も増え始めてはいますが、多いとはいえません。外国には自治会などの地縁組織がない国もあるので、自治会などの役割について理解を得ることや参加促進も課題となっています。

日本人住民は、外国人住民を同じ地域で暮らす仲間・パートナーとして受け入れるとともに、外国の文化や生活習慣などを理解する努力も必要です。

その一方で、外国人住民は地域の構成員として、地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域活動に積極的に参画し、日本人住民との交流を図るなど、地域社会を共に築く努力が必要です。

◆施策の方向◆

- 日本人住民と外国人住民が互いを認め合い、同じ地域で共に暮らす仲間・パートナーとして、共に築く地域づくりをめざします。
- 市町や自治会などと連携し、外国人住民に対し、自治会などの地域活動への理解や参加を推進します。
- 地域社会と孤立しがちな留学生や技能実習生、外国人の配偶者などが、地域で開催されるイベントや日本語教室などへの参加を通じ、地域社会との交流を推進します。
- 日本語が十分理解できない外国人住民にも、地域の活動やイベントへの参加を促すため、「やさしい日本語」の活用や漢字にふりがなを付けるなど、情報が伝わりやすい表現の活用を推進します。
- 外国人住民と共に暮らす多文化共生社会においては、日本人住民は、「外国の言葉や文化を学ぶ機会が増える」と思っている人が多くいます。外国人住民から言葉や文化を学ぶ機会を増やすなど、外国人住民が持つ異なる文化や言語などを通じた社会参画を推進します。

◆施策・取組◆

① 社会活動への参加促進

○ 社会活動への参加促進のための情報提供

社会活動への参加を促すため、さまざまな主体と連携して、多言語などの情報提供に努めます。

○ 外国人住民の文化や言語を活かした社会参画の推進

外国人住民や市町、国際交流協会等と連携し、外国人住民からその文化や習慣、言語を学んだり、体験する機会を増やすよう努め、県民の異文化理解力や国際感覚の育成を図るとともに、外国人住民の社会参画を推進します。

○ 交流の場づくり *再掲

市町、国際交流協会、市民活動団体、外国人コミュニティなど、さまざまな主体が連携し、日本人住民と外国人住民が気軽に集え、交流ができ、また、外国人住民が地域社会とつながる場づくりを推進します。

② 地域で活躍する外国人住民の情報発信

○ 地域で活躍する外国人住民の情報発信

積極的にボランティア活動に取り組む外国人住民やグループ、地域で活躍する外国人芸術家や企業家などの情報発信を行います。

(3) 多様性を活かした地域づくり

◆現状と課題◆

本県では、琵琶湖の環境保全の知恵と経験を活かすとともに、湖沼をはじめとする世界の水問題に貢献するため、滋賀から誕生した世界湖沼会議が世界各地で開催されるなど、琵琶湖を通じた国際交流や国際協力の活動が盛んに行われています。アメリカや中国、ブラジルとの姉妹友好州省の国際交流も、湖が縁で始まり、国際交流に関わる県民も多くいます。

一方、本県は、近畿地方と中部地方、北陸地方を結ぶ交通の要所に位置していること、また国内最大の湖・琵琶湖を中心として水資源が豊富であるなど地理的条件に恵まれたことから、全国有数の内陸工業県として発展してきました。また、近江商人をはじめとする先人の偉功や理念を受け継ぎ、海外に進出し、グローバルに活動する企業も多くあります。さらに、本県には13の大学・短期大学が立地し、多くの留学生が在籍しています。

産業や地域のグローバル化により、海外での滞在経験がある県民や、製造業などの企業で働く外国人住民、大学で学ぶ留学生が多く暮らす等、世界の多様な文化に触れる機会が多く、世界を身近に感じる機会も増えてきています。

このような滋賀県の特徴を生かし、日本人住民と外国人住民が共に、「誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある多文化共生社会」をめざし、お互いを認め合い、全員参加型の社会づくりが求められています。

◆施策の方向◆

- 「日本人住民よし」「外国人住民よし」「地域よし」の三方よしの多文化共生社会を目指し、全員参加型の社会づくりを推進します。
- 外国人住民が、語学力や知識、技術、国際感覚、創造力などの多様性を通じ、地域の活性化やグローバル化などに貢献できる環境づくりを推進します。
- 産学官が連携し、留学生や外国籍学生、留学経験のある学生などのグローバル人材²⁰の活用を推進します。

◆施策・取組◆

① 多様性を活かした地域づくり
○ 多様な人材の活用（ダイバーシティ ²¹ ）の推進 外国人住民などの多様な人材が能力を発揮し、生き活きと働くことができる「全員参加型社会」の推進のため、先進的な企業の取り組みを紹介するなど、情報発信や普及・啓発に努めます。
○ 外国文化や言語などを学べる環境づくり 外国人住民や市町、国際交流協会などと連携し、外国人住民からその文化や習慣、言語を学んだり、体験する機会を増やすよう努め、県民の異文化理解力や国際感覚の向上を図ります。

② 地域で活躍する外国人住民の情報発信 *再掲
○ 地域で活躍する外国人住民の情報発信 積極的にボランティア活動に取り組む外国人住民やグループ、地域で活躍する外国人芸術家や企業家などの情報発信を行います。

第5章 多文化共生施策の推進

1. 各主体の役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進していくためには、さまざまな担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ、連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 国

国は、外国人の出入国管理をはじめとした諸制度が、国の所管であることから、中長期的な視点に立った、外国人全般の受入方針および外国人住民が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定することが求められます。

特に、外国人の定住化の進展が予想されることから、日本社会に適応し生活していくために最低限必要となる日本語によるコミュニケーション能力の習得や日本社会に関する学習を促すための施策、さまざまな背景を持った外国にルーツを持つ児童生徒などが円滑に就学できるよう持続可能な新たな仕組みづくりなどが求められています。

(2) 県

県は、市町を包括する広域の地方自治体として、広域的な課題への対応、市町レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取り組み、さまざまな主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

施策の推進に当たっては、庁内関係部局が連携を図りながら実施していくとともに、国、市町、県・市町国際交流協会、市民活動団体、企業などとの連携・協働も積極的に図りま

す。

また、国の外国人受け入れ方針の明確化や法制度などの整備は、多文化共生を推進する上での基本的な前提となるため、国の制度に関わるものは、引き続き見直しや改善を積極的に提言します。

(3) 市町

市町は、外国人住民に対して、より身近な住民サービスを提供する基礎自治体です。教育、住宅、防災、社会保障など日常生活に関する分野の行政サービスを向上させるとともに、提供される行政サービスや、税金・社会保険料の納付など履行しなければならない義務などに関する情報を多言語で提供することが求められます。

一方、住民に対しても多文化共生に関する啓発や交流促進の場づくりなどの取り組みを推進していくことが期待されます。

県との役割分担を明確にしなが、できる限り早期に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域の実情にあわせて多文化共生の地域づくりを推進していくことが期待されます。

(4) 国際交流協会

国際交流協会は、行政と連携して、多言語情報の収集・提供、外国人住民に対する相談事業、市民活動団体の活動支援、多文化共生に関する啓発活動、外国人住民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえたきめ細やかな取り組みの推進を図ることが期待されます。そして、県民と行政の橋渡し役となり、県民が主体となった多文化共生社会の推進の中心的な役割を期待されるとともに、さまざまな主体とのネットワークを構築することも求められます。

また、地域の国際交流協会の中核的な役割を担う（公財）滋賀県国際協会は、市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネート機能を強化し、県民、市民活動団体、市町などが活動しやすい環境整備に努めることも期待されます。

(5) 市民活動団体

多文化共生の取り組みは、市民活動団体の活発な活動に支えられてきました。各団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど、各団体の特色をいかし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが期待されます。

また、外国人住民自らが市民活動の中心となり、主体的に活動することも期待されます。外国人住民も地域社会の構成員であり、地域社会を共に築くという自覚を高めていくため、外国人住民の地域活動への積極的な参画促進を図りながら、多様な活動を展開していくことが期待されます。

(6) 企業

外国人住民を雇用している企業は、外国人住民にとって生活を営むための就労の場や研修の場としての役割だけでなく、仕事を通じた人間関係を育む場でもあります。また、外国人労働者と日本人労働者との交流が深まり、相互理解が進めば、企業経営のグローバル化にも貢献すると考えられます。

外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法令を遵守し、日本語の習得など外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取り組みが期待されます。

外国人労働者は地域の経済活動に貢献していることから、企業としての社会的責任を果たすことが求められ、多文化共生に係る行政の取り組みや国際交流協会、市民活動団体との連携・協働が求められています。

(7) 大学など

大学など高等教育機関には、教員や留学生による住民への多文化共生や国際理解教育の推進・啓発、学生によるボランティア活動など、地域の多文化共生推進の取組みへの参画が期待されています。留学生や外国籍学生、留学経験がある学生などのグローバル人材の就職支援などの地域定着について、関係団体などと連携した積極的な取組が期待されます。

さらに、多文化共生を推進していく人材の育成や教員の養成課程における多文化共生に関するカリキュラムの充実、研究機能を活かした地域貢献も期待されます。

(8) 自治会など

自治会や町内会、区などは、住民にとって最も身近な地縁組織（以下「自治会など」という。）で、地域づくりにおける基礎的な組織です。

このため、外国には自治会などの地縁組織がない国もあるので、自治会などの役割について理解を得るとともに、地域住民の自治会などへの加入を促進し、日本人住民も、外国人住民も共に地域づくりのパートナーとして、積極的に「交流活動」や「環境美化活動」、「防災・防犯活動」などに参加することが期待されます。

(9) 県民

日本人住民および外国人住民は、共に地域で暮らす県民として、お互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

日本人住民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人住民を対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに、外国人住民との交流を深めることが期待されます。

外国人住民は、地域社会で自立して日本人住民と共生していくために、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得に努めるとともに、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールについて学習することが期待されます。

2. 推進体制など

(1) 滋賀県多文化共生推進本部

県では、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、平成20年(2007年)3月に設置した「滋賀県多文化共生推進本部」を活用し、関係部局と横断的な連絡調整を行いながら、各部局との連携がより図られる体制のもと、施策を推進します。

(2) 広域的な連携

県では、外国人住民との共生について、近畿2府4県で構成する「都道府県国際交流推進協議会近畿ブロック」や、南米出身の日系人を中心としたニューカマーが多く暮らす愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県と名古屋市との7県1市で設立した「多文化共生推進協議会」に参画し、活動を行っています。

引き続き共通の課題などについて議論を深め、必要な法制度の制定や改正などについて働きかけを行うなど、国に対する提言活動を積極的に行います。

また、「外国人集住都市会議地域ブロック会議」にオブザーバーとして参加し、情報収集をするとともに、県内の集住都市とも連携を促進します。

3. プランの進行管理

多文化共生社会の形成に向けて各種施策を円滑に実施するため、毎年度、県の実施する事業の進捗状況をまとめ、公表します。また、別紙の統計指標等をモニタリング指標とし、多文化共生の状況のモニタリングを行い、多文化共生の状況を把握し、併せて公表します。

プランの進捗状況については、中間や期間末に有識者や外国人住民等から意見を聴取する機会を設け、報告・点検・評価を行います。

【別紙】

モニタリング指標

モニタリング指標	滋賀県	全国	出典
外国人人口	24,712 人	2,066,445 人	法務省「在留外国人統計」
	平成 25 年末	平成 25 年末	
外国人相談窓口の相談件数	1,552 件		県国際室調べ(県が設置する外国人相談窓口)
	平成 25 年度		
日本語学習者数	1,017 人	156,843 人	文化庁「国内の日本語教育概要」
	平成 25 年 11 月 1 日	平成 25 年 11 月 1 日	
外国人労働者数	11,895 人	787,627 人	厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」
	平成 26 年 10 月末	平成 26 年 10 月末	
日本語指導が必要な外国人児童生徒数	975 人	27,013 人	文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」
	平成 24 年 5 月 1 日	平成 24 年 5 月 1 日	
日本語指導のための教員の加配／非常勤講師の派遣	27 人／67 人		県教育委員会事務局教職員課調べ
	平成 25 年度		
医療通訳が配置されている医療機関数	3 施設		県国際室調べ
	平成 25 年度末		
災害時外国人サポーター登録者数	53 人		(公財) 滋賀県国際協会調べ
	平成 25 年度末		
市町における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況	5	62	総務省自治行政局国際室調べ
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日	

<用語解説>

¹グローバル化（1頁）

資本や人などの国境を越えた移動が活発化し、社会的、文化的、経済的に世界と結びつきが深まること。

²定住者（1頁）

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。インドシナ難民、日系3世、中国残留邦人等。

³外国人登録者数

平成23年12月末まで、法務省保管の外国人登録記録に基づき集計された外国登録者数で、法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。

⁴外国人住民（1頁）

外国籍を有する人や日本国籍を有する人で、親のどちらかが外国籍である子どもなど、外国にルーツを持つ人のこと。

⁵技能実習生（1頁）

技能実習制度に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する者。

⁶外国人人口（3頁）

平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。これにより、外国人も住民基本台帳法の対象となったことから、平成24年12月末からは、住民基本台帳上の外国人数について集計された法務省が公表する在留外国人統計の数値を用いています。住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、平成23年以前のデータと単純に比較することはできません。

⁷永住者（3頁）

法務大臣が永住を認める者

⁸日本人の配偶者等（3頁）

日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者

⁹永住者の配偶者等（3頁）

永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者

¹⁰特別永住者（3頁）

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫。

¹¹母語（9頁）

幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。

¹²日本語指導が必要な児童生徒（9頁）

「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（文部科学省）」において、「日本語指導が必要な児童生徒（外国人児童生徒を含む）」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」です。

¹³ユニバーサルデザイン（12頁）

年齢や性別、文化や言語、能力などの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービスなどをつくっていくこうとする考え方のこと。

¹⁴やさしい日本語（15項）

普段使われている日本語よりも簡単で、外国人にもつたわりやすい日本語のこと。

¹⁵ アイデンティティ (19 頁)

自分が何者であるか、自分の人生の目的、自分の存在意義など、自分自身を支えている自己意識のこと。

¹⁶ 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員 (20 頁)

日本語教育が必要な外国人児童生徒等が多数在籍している学校に対し、日本語教育および適応指導を行う専任教員を県の教員定数に上乗せして配置される教員のこと。

¹⁷ DV (ドメスティック・バイオレンス) (23 頁)

配偶者や恋人など親しい間柄にある (あった) パートナーからふるわれる暴力のこと。

¹⁸ 災害多言語支援センター (24 頁)

大規模地震などの災害発生時に、行政機関等が発信する災害情報を多言語に翻訳して情報提供するほか、外国人被災者の相談対応やニーズを把握するなどの機能を担う拠点。

¹⁹ コミュニティ FM (26 頁)

市区町村など一部の地域において、地域に密着した情報を提供するための FM 放送局。

²⁰ グローバル人材 (29 頁)

語学力やコミュニケーション能力、異文化に対する理解力などを有し、グローバル化する社会の中で活躍できる人材。

²¹ ダイバーシティ (30 頁)

性別、年齢、国籍、障がいの有無などの違いを尊重し、一人ひとりが能力を発揮できる機会を提供し、企業や組織などの活性化につなげること。